

意見書案第 15 号

放課後児童クラブ（学童保育）の拡充に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会規則第 14 条により提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

東近江市議会議長

西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会議員 森 鉄 兵

賛同者

東近江市議会議員 竹 内 典 子

東近江市議会議員 浅 居 笑

放課後児童クラブ（学童保育）の拡充に関する意見書

近年、子育て世帯における共働きやひとり親家庭が増加してきている。そのような社会情勢にあつて、放課後児童クラブ（以下：学童保育）へのニーズはますます高まっており、『小一の壁』と呼ばれる待機児童の問題が保育園と同様にメディアに大きく取り上げられ、大規模化や待機児童問題は喫緊の課題と考える。

国も2015年から実施されている「子ども・子育て支援新制度」の中で、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定し、予算の増額や職員の資格及びスキルアップ研修の充実など、学童保育を子育て支援の重要な施策のひとつとして、質と量の両面から拡充していく取り組みを進めている。

学童保育は、放課後に学年の異なる子どもたちが一緒に生活する中で、社会の様々なルールなどを身につけるとともに、こどもの主体性や創造性を育む重要な居場所となっている。こどもを生み育てやすい社会をつくるためには、保育所の卒園後、学童期においても子育てと仕事を両立できる環境を整えることが急務であり、学童保育の役割はますます大きくなっている。

学童保育を利用する子どもたち・保護者が安心して通い続けられ、指導員が一生涯の仕事として働き続けられる労働条件を確保し、学童保育の質を向上させることを願い、以下のことを強く要望する。

記

- 1 フルタイムの正規・常勤職員を2名以上配置できるよう、運営費単価を大幅に引き上げること。
- 2 構成する児童数が45人以上の支援単位の減額措置をやめること。
- 3 実施要綱の年間開所日数条件を「200日以上」に改めること。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

令和6年12月 日

東近江市議会議長 西崎 彰

宛先

内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）